

個人情報の第三者提供に関する事前同意のお願い

個人情報保護法では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないことになっておりますが、厚生労働省からのガイドラインにより、被保険者にとって利益となるもの、又は事業主側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、黙示による包括的な同意でよいこととなっております。

当健保組合では、以下の項目につきその趣旨に該当するものとし、この項目について、加入者一人一人に通知し事前同意を得ることは、当健保組合の事務量が膨大となり、加入者の皆様にとっても合理的であるとはいえませんので、本指針での開示をもって『黙示による包括的な同意』が得られたものとして取り扱います。

この指針に同意されない場合は、当健保組合まで申し出てください。申し出がなかった場合は、『黙示による包括的な同意』が得られたものとします。

なお、同意又は留保は、申し出によりいつでも変更することができます。

1. 現金給付の支給

- ・「高額療養費」を本人の申請に基づかず、事業主経由で支給します。
 - ・「一部負担還元金・家族療養費付加金等」を本人の申請に基づかず、事業主経由で支給します。
 - ・傷病手当金、出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給します。
- ※ただし、任意継続被保険者については事業主経由ができませんので、指定の口座に振込みます。

2. 医療費と給付金支給額のお知らせ

- ・「医療費と給付金支給額のお知らせ」を世帯まとめて通知します。

3. 健康診断・保健指導・健康相談事業

- ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健診・特定保健指導が義務付けられたことに伴い、健診結果から特定保健指導が必要とされる者に対し、当健保組合が委託する保険指導機関による特定保健指導を、事業主を経由して実施します。
- ・各健康診断の検査結果について、当健康保険組合も健診機関からの送付により提供を受けます。

4. 保健事業の補助金

- ・保健事業の各種補助金を事業主経由で支給します。
- ※ただし、任意継続被保険者については事業主経由ができませんので、指定の口座に振込みます。

5. 資格確認

- ・資格確認の目的で、医療機関等からの資格有無についての照会に対して回答します。

■第三者提供の例外

個人情報保護法では次の4つに該当する場合は、本人の同意を得ることなく、第三者へ提供できることになっております。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき